⑹　手続における交渉の有無　無。
⑺　契約書作成の要否　要。
⑻　当該工事に直接関連する他の工事の請負契約を、当該工事の請負契約の相手方との随意契約により契約を締結する予定の有無　無。
⑼　契約締結後のＶＥ提案
①　契約締結後、受注者は、設計図書に定める工事目的物の機能、性能等を低下させることなく請負代金を低減することを可能とする施工方法等に係る設計図書の変更について、発注者に提案することができる。提案が適正と認められた場合には、設計図書を変更し、必要があると認められた場合には請負代金額の変更を行うものとする。詳細については特別仕様書等による。
②　ＶＥ提案内容については、その後の工事において、その内容が一般的に使用されている状態となった場合は、無償で使用できるものとする。ただし、工業所有権等の排他的権利を有する提案については、この限りではない。
③　発注者がＶＥ提案を適正と認め、設計図書の変更を行った場合においてもＶＥ提案を行った建設業者の責任が否定されるものではない。
⑽　技術資料のヒアリングの有無　無。
⑾　開札後、施工体制確認のためのヒアリングを実施するとともに、その際、追加資料の提出を求めることがある。
⑿　一般競争参加資格の認定を受けていない者の参加　上記２⑵に掲げる一般競争参加資格の確認を受けていない者も上記４⑶及び⑷により申請書及び確認資料等を提出することができるが、競争に参加するためには、開札時までに、当該資格の確認を受け、かつ、競争参加資格の確認を受けていなければならない。
⒀　詳細は入札説明書による。
6　Summary
⑴　Official in charge of disbursement of the procuring entity : OGATA Kazuyuki, Director General of Kyushu Regional Agricultural Administration Office
⑵　Classification of the services to be procured : 41
⑶　Subject matter of the contract : Youhai head works reinforcement repair construction work, Yatsushiro plain agricultural water use project
⑷　Time limit for the submission of application forms and relevant documents for the qualification : 4 : 30 P.M. May 15, 2025
⑸　Time limit for the submission of tenders : 12 : 00 P.M. June 16, 2025
⑹　Contact point for tender documentation : TSUTSUMI Yusuke, Technological Review Section, Design Division, Rural Development Department, Kyushu Regional Agricultural Administration Office, Kasuga 2―10―1, Nishi-ku Kumamoto City, Kumamoto Prefecture 860―8527 Japan. TEL 096―211―9111 ex. 4749.

入 札 公 告（建設工事）

次のとおり一般競争入札に付します。
令和７年４月16日
支出負担行為担当官
北海道開発局釧路開発建設部長　坂　　憲浩
◎調達機関番号　020　◎所在地番号　01
○開発釧路第２号
1　工事概要
⑴　品目分類番号　41
⑵　工事名　一般国道44号　根室市　別当賀橋上部工事（電子入札対象案件）（電子契約対象案件）
⑶　工事場所　北海道根室市
⑷　工事内容　工事延長　Ｌ＝500m、橋梁延長　Ｌ＝82.6m、橋梁形式　鋼単純鋼床版箱桁、上部工製作工　Ｗ≒550ｔ、橋梁付属物工　Ｎ＝１式、送り出し架設工（参考）Ｎ＝１式
⑸　工期　契約締結日の翌日から令和９年２月19日まで。
⑹　使用する主要な資機材　鋼材　Ｗ≒550ｔ
⑺　本工事は、競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び競争参加資格確認資料（以下「資料」という。）の提出並びに入札等を電子入札システムにより行う。
ただし、電子入札システムによりがたいものは、発注者の承諾を得て紙入札方式に代えることができる。
⑻　本工事は、契約手続きにかかる書類の授受を、原則として電子契約システムで行う対象工事である。なお、電子契約システムによりがたい場合は、紙契約方式に代えるものとする。
⑼　本工事は、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」（平成12年法律第104号）に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務付けられた工事である。
⑽　本工事は、入札時に施工方法等の提案を受け付け、価格以外の要素と価格を総合的に評価して落札者を決定する入札時ＶＥ方式（総合評価落札方式）の適用工事のうち、品質確保のための体制その他の施工体制の確保状況を確認し、施工内容を確実に実現できるかどうかについて審査し、評価を行う施工体制確認型総合評価落札方式（技術提案評価型Ｓ型）の試行工事である。また、本工事は、契約締結後に施工方法等の提案を受け付ける契約後ＶＥ方式の試行工事である。ただし、入札時ＶＥ方式（総合評価落札方式）に係るものを除く。
⑾　本工事は、いわゆるダンピング受注に係る公共工事の品質確保及び下請業者へのしわ寄せの排除等の観点から、調査基準価格を下回った価格をもって契約する場合、重点的に監督・検査等の強化を行う試行工事である。
⑿　本工事において、中間前金払に代わり、既済部分払を選択した場合には、短い間隔で出来高に応じた部分払や設計変更協議を実施する「出来高部分払方式」を採用する。
⒀　総価契約単価合意方式の適用
ア　本工事は、「総価契約単価合意方式」の対象工事である。本工事では、契約変更等における協議の円滑化に資するため、契約締結後に、受発注者間の協議により総価契約の内訳としての単価等について合意するものとする。
イ　本方式の実施方式としては、
㋐　単価個別合意方式（工事数量総括表の細別の単価（一式の場合は金額。㋑において同じ。）のそれぞれを算出した上で、当該単価について合意する方式）
㋑　包括的単価個別合意方式（工事数量総括表の細別の単価に請負代金比率を乗じて得た各金額について合意する方式）
があり、受注者が選択するものとする。ただし、受注者が単価個別合意方式を選択した場合において、アの協議の開始の日から14日以内に協議が整わないときは、包括的単価個別合意方式を適用するものとする。
ウ　受注者は、「包括的単価個別合意方式」を選択したときは、契約締結後14日以内に、契約担当課が契約締結後に送付する「包括的単価個別合意方式希望書」に、必要事項を記載の上、当該契約担当課に提出するものとする。
エ　その他本方式の実施手続は、「総価契約単価合意方式実施要領」及び「総価契約単価合意方式実施要領の解説」によるものとする。
⒁　本工事は、受注者の発案によるカーボンニュートラルに資する取組を推進する「北海道インフラゼロカーボン」の試行対象工事である。
⒂　本工事は、新技術活用の促進を図るため、発注者が提示するテーマに即した複数の新技術のうち、施工者が１技術を選択したうえで活用を図る新技術活用工事である。
⒃　本工事は、ＢＩＭ／ＣＩＭ適用工事（発注者指定型）である。
⒄　本工事は、賃上げを実施する企業に対して総合評価における加点を行う工事である。
⒅　本工事は、建設キャリアアップシステム活用推奨モデル工事の試行対象工事である。
⒆　本工事は、受注者が工事着手前に発注者に対して完全週休２日（土日）の取り組みについて協議する工事である。なお、完全週休２日（土日）が未達成の場合または完全週休２日（土日）の取り組みを希望しない場合においても、月単位の週休２日による施工を行わなければならない。
⒇　本工事は、熱中症対策に資する現場管理費の補正の対象工事（主たる工種が屋外作業）である。